

松江市告示第 229 号

松江市販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成 25 年松江市告示第 143 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(定義)		(定義)	
第2条 略		第2条 略	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) <u>Web</u> _____ 商談 製造業を主たる事業として営む中小企業者がインターネットを活用して実施する対面型でない商談 <u>及び営業活動</u> をいう。		(3) <u>オンライン</u> 商談 製造業を主たる事業として営む中小企業者がインターネットを活用して実施する対面型でない商談 _____ をいう。	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第3条 略		第3条 略	
略		略	
補助金交付の目的	市内の意欲ある中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外(海外を含む。以下「県外」という。)で開催される展示会等に出展する場合又は <u>Web</u> _____ 商談を実施する場合に必要な費用の一部を補	補助金交付の目的	市内の意欲ある中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外(海外を含む。以下「県外」という。)で開催される展示会等に出展する場合又は <u>オンライン</u> 商談を実施する場合に必要な費用の一部を補

	助_____することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。		助 <u>し支援</u> することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。
交付の対象である事業の内容	<p>販路開拓に係る次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 展示会等出展事業</p> <p><u>自社製品及び自社技術の販路拡大に</u> <u>なげるための</u>県外で開催される展示会等への出展とする。</p> <p>(2) <u>Web</u> 商談推進事業</p> <p><u>Web</u> 商談に必要な機材の整備、<u>販路拡大に必要なホームページの改修、動画作成等の</u>受注機会の増大を図る取組とする。</p>	交付の対象である事業の内容	<p>販路開拓に係る次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 展示会等出展事業</p> <p>_____</p> <p>_____県外で開催される展示会等に<u>出展し、新規取引先の開拓を図る取組</u></p> <p>(2) <u>オンライン</u>商談推進事業</p> <p><u>オンライン</u>商談に必要な機材<u>を</u>整備し、</p> <p>_____</p> <p>_____受注機会の増大を図る取組_____</p>
補助対象経費	<p>補助対象経費は、販路開拓に要する別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、<u>この補助金と同様の趣旨の他の</u>補助金等の交付を受けている場合は、当該<u>他の</u>補助金等の額を控除した額を補助対象経費_____</p>	補助対象経費	<p>補助対象経費は、販路開拓に要する別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、<u>他団体の</u>_____補助金等の交付を受けている場合は、当該_____補助金等の額を控除した額を補助対象経費とし、<u>市の他の補助</u></p>

	_____と _____とする。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、 100万円 を上限とする。_____
補助事業者の範囲	展示会等出展事業にあっては次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす事業者とし、 Web 商談推進事業にあっては(1)から(3)までの要件を満たす事業者とする。 (1) 略 (2) 補助事業の完了時に 市税を滞納していないこと。 (3) 略
終期	令和5年3月31日

(軽微な内容の変更)

第5条 規則**第10条第3項**に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第6条 規則**第12条第1項第3号**に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が**必要**

	<u>金等の交付を受けている場合は、併給を認めないもの</u> とする。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、 1社当たり80万円 を上限とする。 <u>ただし、オンライン商談推進事業に係る補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとする。</u>
補助事業者の範囲	展示会等出展事業にあっては次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす事業者とし、 オンライン 商談推進事業にあっては(1)から(3)までの要件を満たす事業者とする。 (1) 略 (2) _____市税を滞納していないこと。 (3) 略
終期	令和4年3月31日

(実績報告)

第5条 規則**第12条**_____に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が**定め**

と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

第7条 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、**第6条第4号**中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 展示会等出展事業

経費区分	内容等
略	
商品・技術のPR媒体作成経費	パンフレット等の印刷物(制作費用を含む。) 。ただし、補助対象経費の上限は、30万円とする。
略	
交通費	下記のとおり とする 。ただし、いずれも宿泊費は対象外とする。 (1)・(2) 略
略	

(2) **Web** 商談推進事業

経費区分	内容等
略	
役務費	上記の機器等の運搬費、設置費等

る書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

第6条 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、**第5条第4号**中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 展示会等出展事業

経費区分	内容等
略	
商品・技術のPR媒体作成経費	パンフレット等の印刷物(制作費用を含む。) に係る 補助対象経費の上限は、30万円とする。
略	
交通費	下記のとおり_____。ただし、いずれも宿泊費は対象外とする。 (1)・(2) 略
略	

(2) **オンライン**商談推進事業

経費区分	内容等
略	
役務費	上記の機器等の運搬費、設置費等

ホームページ制作・改良費	販路拡大を目的としたホームページの作成、改修費等		
動画作成費	販売促進用動画作成費等		
	略		略
備考	略	備考	略

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。